

子育て中のママ・パパの心強い味方! 「ファミサポ」で子育てのお手伝いをしてくれる方募集中!

ファミリー・サポート・センター(通称:ファミサポ)は、子育てを地域で支え合うための組織です。アドバイザーが「子育てのお手伝いをしてほしい方(利用会員)」と「子育てのお手伝いをしたい方(提供会員)」をつなぎ、会員同士が支え合います。

こんなお手伝いがあります

- ・朝と夕方の保育所への送り迎え
- ・朝の預かりと幼稚園への送り
- ・学童クラブへのお迎えとその後の預かりなど

アドバイザーからの一言
仕事をしても、スキマ時間を活用して活動いただけます!



提供会員が語る、ファミサポでの活動
～活動を始めて、地域のコミュニケーションの輪も広がりました～



—活動を始めようと思ったきっかけは何ですか?

「長年勤めた会社をリタイアし、コミュニケーション不足を感じていろいろな仕事を探していました。近くに孫がいて、生まれた時から成長を見守る楽しさは感じていました。そんな時に、たま広報でファミサポの提供会員募集の記事を見て、『子育て関連の仕事をしたい!』そう思ったんです」

—実際に活動してみてどうですか?

「小学生の男の子の習い事の送迎が最初の活動でした。すぐに慣れてくれて、いつも歩きながらいろいろな話をしてくれます」

—それは嬉しいですね!

「ええ。とても楽しいですよ! 活動する前には『提供会員の心がまえと活動について』を読み返して、不安なことがある時はファミサポのアドバイザーに相談しています」

—これから活動を始めたいと思っている方に一言お願いします。

「新しいことを始めるのは、とっても勇気がいります。でも、思い切って始めると新しい世界がみえてきます。活動を始めて、学童や保育所の先生など、地域のコミュニケーションの輪も広がりました。サポートした子に、10年後ばったり会うのが楽しみです!」

提供会員になるには?

提供会員養成講習会をご受講ください(所有資格により免除事項あり)。次回は5月の予定です。

●子育てのお手伝いをしてほしい方は説明会にご参加ください

自分だけで頑張ろうとせず、ぜひファミサポを使ってください。

日 4月13日(土)午後1時30分～3時 場 子ども家庭支援センター活動室定10人(申し込み先着順) 保 育 3人(1歳6カ月児以上。申し込み先着順) 申 込 3月22日(金)から、電話で、多摩市ファミリー・サポート・センターへ



☎1003499 利用や活動に関すること = 多摩市ファミリー・サポート・センター ☎(357)5105
🌐http://famisapo.tama.jp/、記事に関すること = 子ども家庭支援センター ☎(355)3833
FAX (355)3433

低所得者支援及び定額減税補足給付金を支給します 対象の方には市からのご案内をお送りします

児童1人5万円

令和5年度住民税均等割非課税世帯または均等割のみ課税世帯に、子ども加算を給付します

物価高騰による負担増を踏まえ、低所得者世帯のうち、世帯人数が多い子育て世帯へ迅速に支援を届けるため、子ども加算として児童1人当たり5万円を支給します。

☑基準日(令和5年12月1日)に多摩市に住民登録がある、18歳以下の児童の世帯主で、令和5年度住民税均等割非課税世帯または均等割のみ課税世帯(均等割のみ課税者と非課税者の両方がいる世帯も含む)であり、令和5年度住民税均等割非課税世帯・均等割のみ課税世帯への給付金の給付の対象となっている
☑発送書類対象者に、3月25日(月)から送付(通知をご確認いただき、必要に応じて手続きしてください) 支給時期 4月以降順次 支給 ☎1014220 子育て支援課 ☎(338)6851



1世帯10万円

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に給付します (7万円の給付金を受けた方は対象外です)

物価高騰による負担増を踏まえ、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付します。

☑基準日(令和5年12月1日)に世帯全員の令和5年度分住民税が均等割(5,000円)のみ課税世帯の世帯主(均等割のみ課税者と非課税者の両方がいる世帯も含む) 発送書類対象者に、3月13日からA「支給通知書」、B「支給口座確認書」、C「住民税が未申告の方へのお知らせ」のいずれかを順次発送 支給方法 ①Aを受け取った方は、申請は不要です。通知書に記載の口座を変更する場合や世帯全員が課税者に扶養されている場合などは、書類の内容に従い3月27日(水)までにお申し出ください。②Bを受け取った方は、書類の内容に従い必要事項を記入し、5月13日(月)(消印有効)までにご返送ください。③Cを受け取った方は、

令和5年度住民税の申告を行い、その結果、均等割のみ課税世帯となった場合は、書類の内容に従い手続きしてください 支給時期 ①Aを受け取り、口座変更をしなかった方は、令和6年4月中旬(予定) ②Aを受け取り、口座を変更した方と、Bを受け取った方は、書類受付から1カ月～1カ月半程度

※書類に不備がある場合や、申請が集中した場合は、予定より時間がかかる可能性あり
☑注意事項 DVなどの被害者の方は、受給に手続きが必要な場合あり 備考 必要書類や申請方法などの詳細は、公式ホームページ参照 ☎1014289 多摩市エネルギー・食料品等物価高騰支援給付金専用コールセンター ☎0120(017)811(平日午前9時～午後5時)



詐欺に注意!

市や国(内閣府)などが、給付の手数料などとして現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、コンビニエンスストアなどでギフトカードの購入を求めたりすることは絶対にありません。少しでも不審だと思ったら、消費生活センターや多摩中央警察署にご連絡ください。